

新型コロナウイルス感染症に関する各種傷病手当金

【国民健康保険傷病手当】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国保の被用者に傷病手当金を支給します。

▼**対象者** 国民健康保険加入者のうち、被用者として報酬を得ている人で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の感染の疑いがあり勤務ができないことによって、給与の全部または一部が支払われなかった人

▼**支給対象期間** 令和2年1月1日～9月30日で仕事ができなくなった日の4日目以後の期間。

※入院が継続している場合は、最長1年6ヶ月間の対象期間となります。

▼**支給額** 直近3ヶ月の給与収入合計／就労日数 × 3分の 2 × 支給対象日数（日額の上限額3万887円）

■**問い合わせ・申請先** 国保年金課国保給付係（市役所1階、☎ 40-7047）

【後期高齢者医療保険傷病手当】

後期高齢者医療保険加入者の傷病手当金については、申請窓口は青森県後期高齢者医療広域連合となります。申請方法は郵送のみですので、必ず、事前に電話でお問い合わせください。

■**問い合わせ先** 青森県後期高齢者医療広域連合業務課給付チーム（☎ 017-721-3821）

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助

経済的理由により就学が困難な小・中学生の児童生徒の保護者に対して、学用品費などの就学費用を一部援助します。援助を受けるためには、申請して審査を受ける必要があります。申請は随時受け付けています。

▼**対象者** 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
生活保護の停止または廃止となった人／世帯全員が市民税所得割非課税の人／国民年金保険料が全額免除の人／児童扶養手当が全部支給の人／市民税が減免決定された人／国民健康保険料が減免決定された人／経済的に就学に困難な状況が認められる人（学校などを通じて確認します）
※市立小・中学校以外に就学している場合でも、

児童生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、問い合わせを。

■**申請に必要なもの**

印鑑、（令和2年1月
2日以降に転入された人は令和2年度所得課税証明書、市民税・国民健康保険料の減免理由で申請する人は減免決定通知書）

■**問い合わせ・申請先** 学務健康課（岩木庁舎3階、☎ 82-1643）／学務健康課分室（市役所1階）／子どもの通学する小・中学校
※問い合わせは学務健康課へ。



特別定額給付金（郵送申請方式）のご案内

申請およびお問い合わせについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口での対応は原則として行いませんので、郵送での申請書提出や下記コールセンターへの電話でのお問い合わせをお願いします。

【給付金対象者】 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている人

【受給権者】 給付対象者の属する世帯の世帯主の人

【給付額】 給付対象者1人につき10万円

【申請期限】 8月31日（月）（当日消印有効）
※期限を過ぎると、給付申請ができなくなりますのでお気をつけください。

■**問い合わせ先** 弘前市特別定額給付金コールセンター（☎ 0570-078551、受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分、開設期間：令和2年7月31日（金）まで）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

【新型コロナウイルス感染症に関する予防方法など、一般的な相談や問い合わせについて】

►青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター（☎ 0120-123-801、随時受け付け）

►厚生労働省電話相談窓口（☎ 0120-565653、午前9時～午後9時／ファックス 03-3595-2756（聴覚に障がいのある人など電話での相談が難しい人向け））

【感染が疑われる場合】

►以下のいずれかに該当する場合は、すぐに弘前保健所「帰国者・接触者相談センター」（☎ 33-8521）にご相談ください。

●息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

●重症化しやすい人（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人

●上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（令和2年6月15日現在）



※最新情報は、各問い合わせ先や下記のホームページでご確認ください。

■厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）

■市ホームページ（<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>）



全国各地で特別定額給付金に関する特殊詐欺が発生しています。

市役所職員などがATMの操作や手数料の振り込みを求めるることは絶対にありません。

最近では、携帯電話キャリア会社をかたり、特別定額給付金の申請に関するメールを送信し、個人情報やお金を盗み取ったりする手口も確認されています。携帯電話キャリア会社が、メールなどで特別定額給付金の手続きを求めるることは絶対にありません。

市役所職員などからATMの操作を求めるなどの不審な電話があったときや、特別定額給付金の申請方法に関するメールなどが届い

た場合は、弘前警察署、または最寄りの交番・駐在所に連絡をお願いします。

■問い合わせ先 弘前警察署（☎ 32-0111）／最寄りの交番・駐在所

